デイサービスセンターさんかく　運営規程

（事業の目的）

第１条　合同会社　桜野が運営する　デイサービスセンター　さんかく　事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定地域密着型通所介護を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

（指定地域密着型通所介護の運営の方針）

第２条　事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

２　指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

４　前項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴ 名　称　デイサービスセンターさんかく

⑵ 所在地　千葉市中央区生実町２１４９－３

（従業者の資格）

第４条　事業所に従事する者の資格は次の各号に掲げるとおりとする。

⑴生 活 相 談 員　社会福祉士又は社会福祉主事（任用資格を含む。）又は、介護福祉士

⑵機能訓練指導員　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第５条　この事業所における従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

⑴ 管理者１人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定地域密着型通所介護の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

⑵ 生活相談員（サービス提供時間を通して）１人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

⑶ 介護職員　（サービス提供時間を通して）１人以上

利用者の介護を行い、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、自立した日常生活を営むための支援及び介護を行う。

⑷ 機能訓練指導員　１人以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

（5）看護職員　１人以上

利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護、口腔機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　営業日及び営業時間を次のとおりとする。

⑴ 営業日は月曜日から土曜日までとし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始及びお盆を除く。

⑵ 営業時間は午前８時 15 分から午後５時 15 分までとする。

⑶ サービス提供時間は、午前９時 15 分から午後４時 15 分までとする。

⑷ 延長時間は、利用者の希望があった場合に相談に応じ可能な時に行うものとする。

（実施単位及び利用定員）

第７条　実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

⑴ 実施単位　１単位

⑵ 利用定員　10 人

（指定地域密着型通所介護の内容）

第８条　指定地域密着型通所介護等の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

⑴ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

⑵ 事業所は、地域密着型通所介護計画に従って、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことが

できるよう必要な援助を行うものとする。

⑶ 事業所は、自ら提供する指定密着型通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

⑷ 事業所は、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮するものとする。

⑸ 職員は指定地域密着型通所介護の提供に当たって、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑹ 職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排せつ等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を利用者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応した指定地域密着型通所介護が提供できる体制を整えるものとする。

（利用料その他の費用の額）

第９条　指定地域密着型通所介護の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　事業所は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

⑴ 食事の提供に要する費用　　昼食等 900 円

⑵ おむつ代　　実費

⑶ 指定地域密着型通所介護で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア　利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用　実費

イ　利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用　実費

（4）その他日常生活費（タオル、着替えなどの洗濯含む）　一日　100 円

３　前２項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族対して当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第１号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

４　第２項第１号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は千葉市中央区、千葉市緑区とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

⑴ 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

⑵ 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。

⑶ 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

（緊急時の対応等）

第１２条　職員は、指定地域密着型通所介護の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第１３条　事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

２　管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年２回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

（衛生管理等）

第１４条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第１５条　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

３　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第１６条　事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
４　事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）
第１７条　職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
２　前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
３　事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

（従業者の研修）
第１８条　事業者は、全ての職員に対し、職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。
⑴ 採用時研修　採用後1ヶ月以内に実施
⑵ 継 続 研 修　月に1回以上実施

（記録の整備）
第１９条　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結したから法律の定める期間の保存をしなければならない。
⑴ 地域密着型通所介護計画
⑵ （提供した具体的サービス内容等の記録
⑶ 利用者に関する市町村への報告等の記録
⑷ 苦情の内容等に関する記録
⑸ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
２　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から５年間保存をしなければならない。

（虐待防止に関する事項）
第２０条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（2）虐待を防止するための定期的な委員会の開催（年１回以上）
（3）虐待防止ための指針の整備
（4）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（5）その他虐待防止のために必要な措置
（6）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策の強化）
第２１条 適切なハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を講じるものとする。

（地域との連携等）
第２２条　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
２　当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
３　運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね６か月に1回以上開催する。
４　事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
５　事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

附　則
この運営規程は平成25年6月1日から施行する。